

(仮称)砂川市移住定住促進住宅管理条例(案)の概要

1 目的

この条例は、砂川市移住定住促進住宅の設置及び管理に関して、必要な事項を定めるものです。

2 定義

(1) 地元企業等 市内に事業所(本社又は支店等)を有する法人、団体または市内に住所を有する個人事業者

(2) 共用部分 共同玄関、階段室、通路及び緑地

3 設置

地元企業等に勤務する、市外居住者に移住定住促進住宅を賃貸し、移住定住の促進を図るため、移住定住促進住宅を空知太東2条1丁目386番地3に設置します。

4 入居者の公募

(1) 移住定住促進住宅の入居者は、公募により決定します。

(2) 入居者を公募するときは、住宅の供給場所、戸数、間取り、申込方法、入居できる時期、その他必要な事項を公示するものとします。

5 入居者の資格

移住定住促進住宅に入居申込できる者は、次の全てに該当する者としてします。

(1) 同居、または同居しようとする親族がおり、入居の申込みをする時に入居予定の人数が2人以上で、全ての者が市外に住んでおり、そのうちの1人以上が地元企業等に勤務している者または単身の場合は、2人以上で入居を予定しており、いずれも市外に住んでいて、地元企業等に勤務している者

(2) 市町村に係る地方税を滞納していない者

(3) 暴力団員でない者

6 入居の申込み

入居者の資格がある者で移住定住促進住宅に入居を希望する者は、別に定めるところにより、入居の申込みをしなければなりません。

7 入居者の選考及び決定

(1) 入居者は、申込みのあった者のうちから、次の順番で決定するものとします。

- ① 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が同居する3人以上の家族世帯
- ② 入居者の資格がある者及びその配偶者のそれぞれの年齢が40歳未満の夫婦世帯
- ③ ①、②以外の者

(2) (1)の入居の申込みをした者の数が入居できる戸数を超えるときは、公開による抽選を行い入居者を決定します。

(3) 市長は、入居者として決定した者に対してその旨を通知します。

8 入居補欠者

(1) 市長は、入居者として決定した者のほかに必要と認める数の入居補欠者を7の(1)の順番で定めます。

(2) 市長は、入居者として決定した者が入居しないときは、入居補欠者の中から7の(1)の順番で入居者を決定します。

9 住宅入居の手続き

(1) 入居決定者の入居手続きについて定めます。入居決定日から10日以内に敷金の納付と2人の連帯保証人が署名する請書を提出しなければなりません。

(2) 連帯保証人は次の全ての条件に該当する者とします。

- ① 入居者と同程度以上の収入があること
- ② 国内に住民票があり、居住していること
- ③ 入居者と別に独立して生計を営んでいること

④ 法的な責任能力があること

10 家賃及び家賃の納付

- (1) 家賃は、月額 46,000 円とします。
- (2) 入居者は、毎月末日までに市長にその月分の家賃を納付しなければなりません。ただし、入退去日に属する月は、日割り計算とします。

11 敷金

- (1) 敷金は家賃の1ヶ月分とします。
- (2) 敷金に利子は付しません。
- (3) 敷金は、住宅を明け渡すときに還付します。ただし、家賃の未納や損害賠償金があるときは、敷金のうちから、これらを除いた額を還付します。

12 入居者の異動

- (1) 入居者は、同居している者に異動があった場合、市長の承認を受けなければなりません。
- (2) 入居者が死亡し、または退去した場合、同居していた者が引き続き入居を希望するときは、市長の承認を受けなければなりません。

13 修繕費用

住宅の修繕にかかる費用は、市が修繕の必要性があると確認した場合、市の負担とします。ただし、入居者の責任により修繕が必要になったときは、入居者が修繕するか、その費用を負担しなければなりません。

14 入居者の負担する費用

次の費用は、入居者の負担とします。ただし共用部分の費用は、除きます。

- (1) 電気、ガス、給排水等の使用料
- (2) 電球や電池等の消耗品類の費用
- (3) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (4) その他、市長が(1)から(3)に準ずると認めた費用

15 入居者の保管義務等

- (1) 入居者は、住宅の使用について、必要な注意を払い、正常な状態で維持しなければなりません。
- (2) 入居者の責任により住宅等が失われたり、壊れたときは、入居者が現状に復旧するか、復旧に必要な費用を賠償しなければなりません。

16 禁止事項等

- (1) 住宅を他の者へ貸したり、権利を譲渡してはいけません。
- (2) 許可なく住宅以外の用途で使用してはいけません。ただし、市長の承認を得たときは、住宅の一部を住宅以外の用途に併用できます。
- (3) 許可なく住宅を模様替えしたり、増築してはいけません。ただし、現状回復または撤去が簡単で、市長の承認を得たときは、この限りではありません。
- (4) 入居者が市長の承認を得ずに住宅を模様替えし、または増築したときは、速やかに自己の費用で現状回復または撤去しなければなりません。
- (5) 住宅を引き続き15日以上使用しないときは、届け出をしなければなりません。
- (6) 周辺環境を乱したり、周囲に著しく迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。

17 駐車場の使用

- (1) 駐車場を使用できる者は、入居者で、自分の車を駐車するために駐車場を必要としている者としてします。
- (2) 入居者が駐車場を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければなりません。
- (3) 駐車場の使用にあたり、次の行為をしてはいけません。
 - ① 指定された場所以外の駐車
 - ② 指定された駐車場を他の者に貸したり、または使用する権利を譲渡すること
 - ③ 駐車場を駐車以外の用途に使用すること

- ④ 駐車を模様替えしたり、敷地内に工作物を設置すること
 - ⑤ その他、市長が①から④に準ずると認めたこと
- (4) ①から⑤に反し、市に損害を与えたときは、駐車場を使用する者は相当分の費用の賠償をしなければなりません。

18 駐車場の使用料

- (1) 駐車場の使用料は、1台につき月額1,500円とします。
- (2) 駐車場を使用する者は、毎月末日までに市長にその月分の使用料を納付しなければなりません。ただし、入退去日に属する月は、日割り計算とします。

19 駐車場使用許可の取消し等

市長は、次のいずれかに該当するときは使用許可の取り消し、または期間を定めて使用を停止させることができるものとします。

- (1) 不正な手段により、使用許可を受けたとき
- (2) 駐車場の使用料を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 17の(3)による行為を改めないとき

20 退去の手続き

- (1) 入居者が退去しようとするときは、1ヶ月前までに届け出なければなりません。
- (2) 入居者が退去するときは、市長が指定する者の検査を受けなければなりません。
- (3) 検査により、入居者の責任で現状回復または撤去しなければならないと認められた場合、入居者は相当分の費用の賠償をしなければなりません。

21 住宅の明渡し請求

市長は、次のいずれかに該当するときは、入居者に住宅の明渡しを請求することができます。

- (1) 不正の行為によって入居したとき

- (2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき
- (3) 住宅を故意に壊したとき
- (4) 共用部分を故意に占有、または壊したとき
- (5) 周辺環境を乱したり、他に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき

22 立入検査

- (1) 市長は、住宅の管理上必要があると認めるときは、市長の指定した者に住宅の検査をさせることができるものとします。
- (2) 検査で住宅に立ち入るときは、あらかじめ住宅の入居者の承諾を得なければなりません。
- (3) 検査を行う者は、身分証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければなりません。

23 委任

条例の施行に関して必要な事項は、別に定めます。